

東京湾における海上交通管制の一元化について<千葉港>

平成30年1月31日から運用が開始されます。

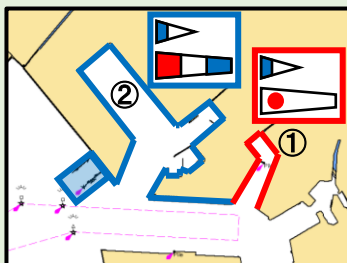
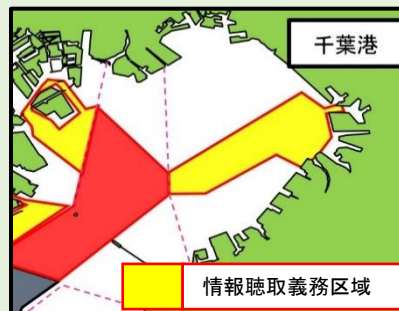
東京湾における新たな制度について<非常災害時>

海上保安庁長官が非常災害の発生を周知した場合は次の措置が適用されます。

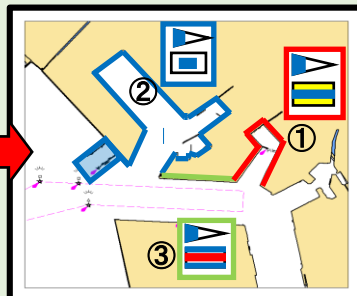
- ① 情報の聴取義務
指定海域及び指定港にいる長さ50メートル以上の船舶に対し、海上交通センターがVHF無線電話で提供する・非常災害の発生に関する情報・錨地の輻輳状況に関する情報等を聴取する義務がかかります。
- ② 船舶に対する移動命令等
船舶が迅速かつ円滑に避難するため、指定海域等において移動を命じたり、指定海域への入域を制限する場合があります。
※指定海域・・・海上交通安全法が適用される東京湾内の海域
指定港・・・港則法が適用される東京湾内の港（京浜港、千葉港、木更津港、館山港、横須賀港）

千葉港に適用される新たな制度について<通常時>

- ① 入域通報の新設
千葉港から指定海域に入域する長さ50メートル以上の船舶は、海上交通センターに対し、船名、位置等の情報をVHF無線電話等により通報が必要となります。ただし、AISを作動させている船舶は通報が必要ありません。
※従来の位置通報（TW、BNライン等）は不要となります。
- ② 千葉航路または市原航路にかかる事前通報の省略
・浦賀水道航路通航後、他の港に寄港したり、錨泊したりせず、千葉航路または市原航路を航行しようとする船舶
・千葉航路または市原航路通航後、他の港に寄港したり、錨泊したりせず浦賀水道航路を航行しようとする船舶は、浦賀水道航路の航路通報に港内の係留施設に関する情報・航路入航予定時刻を追記することで、港則法の事前通報が省略できます。
- ③ 情報聴取義務海域の新設
総トン数500トンを超える船舶は、千葉港内において、右図に示す区域を航行している間は、港長がVHF無線電話で提供する情報を聴取して下さい。
- ④ 小型船の避航義務及び標識の掲揚
千葉港において総トン数500トン以下の船舶（小型船）は、総トン数500トンを超える船舶の進路を避けて下さい。
総トン数500トンを超える船舶は千葉港内を航行するときは、国際信号旗数字旗1をマストに見やすいように掲げて下さい。
- ⑤ 進路信号の変更
千葉港1区～3区における進路信号等については下図のとおり変更となります。



港名	区域	港則法施行規則第11条に基づく進路信号	AIS入力例
千葉港	1区、2区、3区	① 2代・1	>JP CHB 1
		② 2代・3	>JP CHB 3
		①～②以外の1区～3区内での進路	>JP CHB XX



港名	区域	港則法施行規則第11条に基づく進路信号	AIS入力例
千葉港	1区、2区、3区	① 2代・D	>JP CHB D
		② 2代・S	>JP CHB S
		③ 2代・C	>JP CHB C
		①～③以外の1～3区内での進路	>JP CHB XX

（注）水路入航時刻の指示等

海上交通センターが千葉航路又は市原航路において入航しようとする船舶が競合するなどの危険を防止するため、水路入航時刻を指示したり、機関故障等で操縦が制限される場合に進路警戒船の配備を指示する場合があります。



千葉海上保安部

〒260-0024

千葉県千葉市中央区中央港 1-12-2

電話 043-242-1805 (7238)